

奈良県公安委員会告示第20号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱い等に関する講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月28日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

1 受講対象者

奈良県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持許可を受けていない者であって、新たに所持許可を受けようとしているもの（以下「初心者」という。）
- (2) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者（以下「経験者」という。）

2 開催日時、開催場所及び定員

- (1) 初心者講習会（初心者に対して行う講習会をいう。以下同じ。）

開催日時	開催場所	定員
令和2年5月15日（金） 午前10時から午後5時まで	橿原市大久保町320番地の11 奈良県社会福祉総合センター	50人
令和2年8月3日（月） 午前10時から午後5時まで	奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部聴聞室（奈良県分庁舎1階）	20人

- (2) 経験者講習会（経験者に対して行う講習会をいう。以下同じ。）

開催日時	開催場所	定員
------	------	----

令和2年4月28日（火） 午後2時から午後5時まで	奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部聴聞室	20人
令和2年5月23日（土） 午後2時から午後5時まで	橿原市大久保町320番地の11 奈良県社会福祉総合センター	50人
令和2年6月15日（月） 午後2時から午後5時まで	奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部聴聞室	20人
令和2年7月10日（金） 午後2時から午後5時まで	橿原市大久保町320番地の11 奈良県社会福祉総合センター	50人
令和2年8月24日（月） 午後2時から午後5時まで	奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部聴聞室	20人
令和2年9月25日（金） 午後2時から午後5時まで	橿原市大久保町320番地の11 奈良県社会福祉総合センター	50人

3 講習内容等

(1) 講習は、次に掲げる事項について行う。

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

(2) 考査は、(1)の講習（初心者講習会の講習に限る。）を受けた者につき、当該講習に係る事項を修得したかどうかについて行う。

(3) 講習修了証明書の交付は、(1)の講習に係る事項を修得したと認められる者に対して行う。

4 受講申込手続

講習を受けようとする者は、受講を希望する日の2週間前までに、次により申込みを行うこと。

(1) 申込場所

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

(2) 提出書類

ア 猟銃等講習受講申込書 1通

イ 写真（アの申込書提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） 1枚

5 講習手数料（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

(1) 初心者講習会 6,900円

(2) 経験者講習会 3,000円

なお、受講申込みをした講習を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 その他

(1) 携行品

ア 初心者講習会 筆記具及び受講申込みのときに交付する猟銃等取扱読本

イ 経験者講習会 筆記具及び印鑑

(2) 問合せ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号（代表）0742-23-0110 内線3045・3046